

## 大阪市北区役所と PIAZZA 株式会社との連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と PIAZZA 株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、乙が運営する地域 SNS アプリ「ピアッツァ」を活用して大阪市北区の地域コミュニティの活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、広く区民に区政や地域情報を発信し、住民同士のつながりの形成を促進することにより、大阪市北区の地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大阪市北区の地域コミュニティ活性化に向けた区政情報及び地域情報の発信に関すること
- (2) 住民同士のコミュニティの形成に関すること
- (3) その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙同意の上、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により相手方から知り得た業務上及び技術上その他の秘密情報について、第三者に開示、提供、漏えい又はこの協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(具体的な内容等)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定を遂行するための具体的な内容等については、甲乙合意の下、別に定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 大阪市北区扇町 2-1-27

大阪市北区

大阪市北区長 前田 昌則

乙 東京都中央区日本橋芽場町 1-10-8

PIAZZA 株式会社

代表取締役社長 矢野 晃平